

ひとり親家庭等支援

【問合せ】

こども課 子育て支援係（小城庁舎）

担当 吉岡・池田 ☎73-8821

4 父又は母が1年以上拘禁されている児童

5 父又は母から1年以上遺棄されている児童

6 婚姻によらないで生まれた児童

7 支給制限 支給要件に該当しても、次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

1 請求者及びその扶養義務者の方の前年所得が一定額以上あるとき。

2 請求者及び児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けることができるとき。

3 児童が父又は母に支給される公的年金の額の加算対象となっていないとき。

※障害基礎年金の子の加算給付と児童扶養手当を選択できる場合があります。

○ひとり親家庭等

医療費助成事業

母子（父子）家庭の母（父）及び児童等が、健康保険により病院などの医療機関で、診察を受けた場合、医療費の一部負担金から、助成者一人につき1月500円を控除した額を助成します。

※一部負担金を支払った日（領収日）から一年を過ぎると請求できません。

◆対象者
母子（父子）家庭の母（父）とその養育する児童及び父母のない児童で所得が一定の基準を超えない世帯。

※児童：18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの間にある児童

※母子（父子）家庭の母（父）
：20歳未満の児童を養育している方。

☆ひとり暮らしの寡婦の方は、平成21年10月から受給資格の新規申請受付ができなくなりました。

児童扶養手当の現況届・ひとり親家庭等医療費受給資格更新申請書の提出

現在、児童扶養手当の対象者は「現況届」を、ひとり親家庭等医療費受給資格者は「資格更新申請書」の提出が必須です。

この届は、平成23年8月1日現在の児童の養育状況や平成22年分の所得の状況を確認して手当額や受給資格の決定を行うための大切な届です。

※対象者には個別に通知しますので、必要書類を確認の上、必ず期間内の提出をお願いいたします。

◆受付期間
8月31日（水）まで

◆受付時間
8時30分～17時

※8月16日（火）・17日（水）は、小城庁舎で20時まで受付を行います。

◆受付場所

小城庁舎 2階 こども課

※三日月庁舎・牛津庁舎・芦刈庁舎でも期間を決めて受け付けます。

（詳細は通知をご覧ください）

※提出がない場合、児童扶養手当は差し止めになり、医療費助成は9月診療分以降の助成ができなくなります。

○児童扶養手当

18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障害のある方は20歳未満）がいるひとり親家庭の父又は母及び養育者の方に、支給される手当です。

◆対象者 次のいずれかの状態にある児童を扶養している方に支給されます。

- 1 父母が離婚した児童
- 2 父又は母が死亡、又は生死不明である児童
- 3 父又は母が重度の障害を有する児童



有料広告募集中

市報を使って、あなたのお店をPRしてみませんか？

掲載料 ・縦4.5cm×横8.5cm 10,000円
・縦4.5cm×横17.5cm 20,000円

申込方法など詳細はお問合せください。

【問合せ】総務課（牛津庁舎）担当：森・空閑
☎63-8818 E-mail: kouhou@city.ogi.lg.jp